

西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最後まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業 西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業をいう。

(2) 利用決定者 事業の利用決定を受けた者をいう。

(3) サービス 利用決定者が提供を受ける次のア及びイに掲げる在宅生活における訪問介護及び福祉用具貸与をいう。

ア 在宅生活における訪問介護 身体介護、生活援助、訪問入浴介助、通院等乗降介助、相談、助言その他の日常生活上の世話に必要となるもの

イ 別表に定める福祉用具の貸与

(4) サービス提供事業者 サービスを提供する事業者をいう。

(5) 助成金 利用決定者が事業を利用して申請した場合に市が助成する給付金をいう。

(対象者)

第3条 事業を利用できる者は、西宮市に住民登録を有し、在宅において治癒を目的とした治療を行わずに生活する18歳以上40歳未満の末期がん患者とする。ただし、18歳から20歳未満の小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している者は除く。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、利用者が負担するサービスの利用料金（以下「利用料」という。）の9割に相当する額とし、利用料の上限額は月額6万円とする。ただし、生活保護受給者については、助成金の額は利用料の10割に相当する額とし、利用料の上限額は月額6万円とする。

2 第2条第3号アのサービスについては、1週間あたり3回までの利用を助成対象とする。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（様式第1号）及び意見書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(医師の意見の聴取)

第6条 市長は、必要と認める場合には、当該申請者に関して医師の意見を求める。

(決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定により申請書を受理したときは速やかに利用の可否を決定し、事業の利用を認めることを決定したときは、西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書(様式第3号)を当該申請者に送付して通知するものとする。

(変更等の届出義務)

第8条 利用者は、事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、西宮市若年者在宅ターミナルケア支援事業変更(廃止)申請書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 住所の変更
- (2) 主治医の変更
- (3) サービス提供事業者の変更
- (4) 事業を利用する必要がなくなったとき

(変更決定及び変更通知)

第9条 市長は、前条の規定により変更申請書を受理したときは、速やかに変更承認の可否を決定し、西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用変更決定(却下)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 疾病等により事業を利用することが困難であると認められるとき。
- (2) 市長が助成することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による中止又は取消しをしたときは、西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用取消(中止)通知書(様式第6号)により、利用者に通知するものとする。

(サービス提供事業者への依頼)

第11条 利用者は、自らサービス提供事業者へサービス提供を依頼するものとする。

(助成金の請求)

第12条 利用者は、西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用助成金交付請求書(様式第7号)により市長に助成金を請求するものとする。

2 利用者が前項の請求をするときは、利用料の領収書、西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施報告書(様式第9号)及び西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業

利用決定通知書（様式第3号）の写しを添付し、市長に提出するものとする。

（請求の委任）

第13条 利用者は、サービス提供事業者に助成金の請求及び受領に関する手続きをさせようとするときは、委任状（様式第8号）を提出するものとする。

2 前項の規定により助成金の請求及び受領を行うサービス提供事業者は、市長に助成金を請求するときは、西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（様式第7号）、西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施報告書（様式第9号）及び西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書（様式第3号）の写しを市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第14条 市長は、前2条に基づく請求があった場合においては、当該請求が適切であると認めるときは、請求者に対し30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成金の交付の取消し等）

第15条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、当該事業の利用を取り消し、当該助成金の一部または全部を返還させることができる。

（調査等）

第16条 市長は、必要と認める場合には、事業実施状況等について調査を行うものとする。

（補則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行し、同年4月1日以後に利用したサービスについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

福祉用具の種類
車椅子
車椅子附属品
特殊寝台
特殊寝台附属品(介助用ベルトを含む)
床ずれ防止用具
体位変換機
手すり(工事を伴わないもの)
スロープ(工事を伴わないもの)
歩行器
歩行補助つえ
移動用リフト(つり具を除く)
自動排泄処理装置